

平成30年7月豪雨災害の現状について (第35報)

1 人的・物的被害の状況 (6/3 10:00現在)

(1) 人的被害

区分	人数	備考	
死亡	28名	直接死	25名 天応12名, 吉浦3名, 安浦4名, 中央2名, 阿賀1名, 音戸2名, 蒲刈1名
		関連死	3名
負傷	22名	重傷5名, 軽傷17名	

※ 負傷者数は, 豪雨災害の直接起因による人数 (7/6~8)

(2) 家屋の被害状況 (6/2 18:00現在)

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	床下浸水	計
323	133	764	1,250	739	3,209

※ り災証明に係る現地調査完了件数による。

(3) 公共施設等の被害状況 (H31. 2. 28現在)

区分	被害施設数・箇所数等	主な被害施設等
① 公共施設 (学校, 福祉, 環境衛生, 産業振興施設等)	72施設	天応市民センター, 天応中学校, 安浦中央保育所, 呉市斎場, グリーンピアせとうち
② インフラ	941か所	
公園	12か所	二級峡公園, 串山公園
土木施設 (道路・河川等)	342か所	市道内海市原線, 真光寺橋
農林施設 (農道・林道等)	251か所	農道豊浜大橋線, 林道郷原野呂山線
港湾・漁港施設	24か所	川原石第1物揚場, 仁方川尻新開護岸
上下水道施設	312か所	二級水源地, 柳迫第一ポンプ所
③ 普通財産	21施設	山林 (苗代町, 豊浜町, 川尻町)

2 避難勧告等の発令基準の特例運用

地区・町名		土砂災害	洪水災害
安浦	安浦町大字中畑	○	○
	安浦町中央北1丁目, 安浦町中央1~5丁目, 安浦町内海北1~4丁目, 安浦町内海南1丁目	-	○

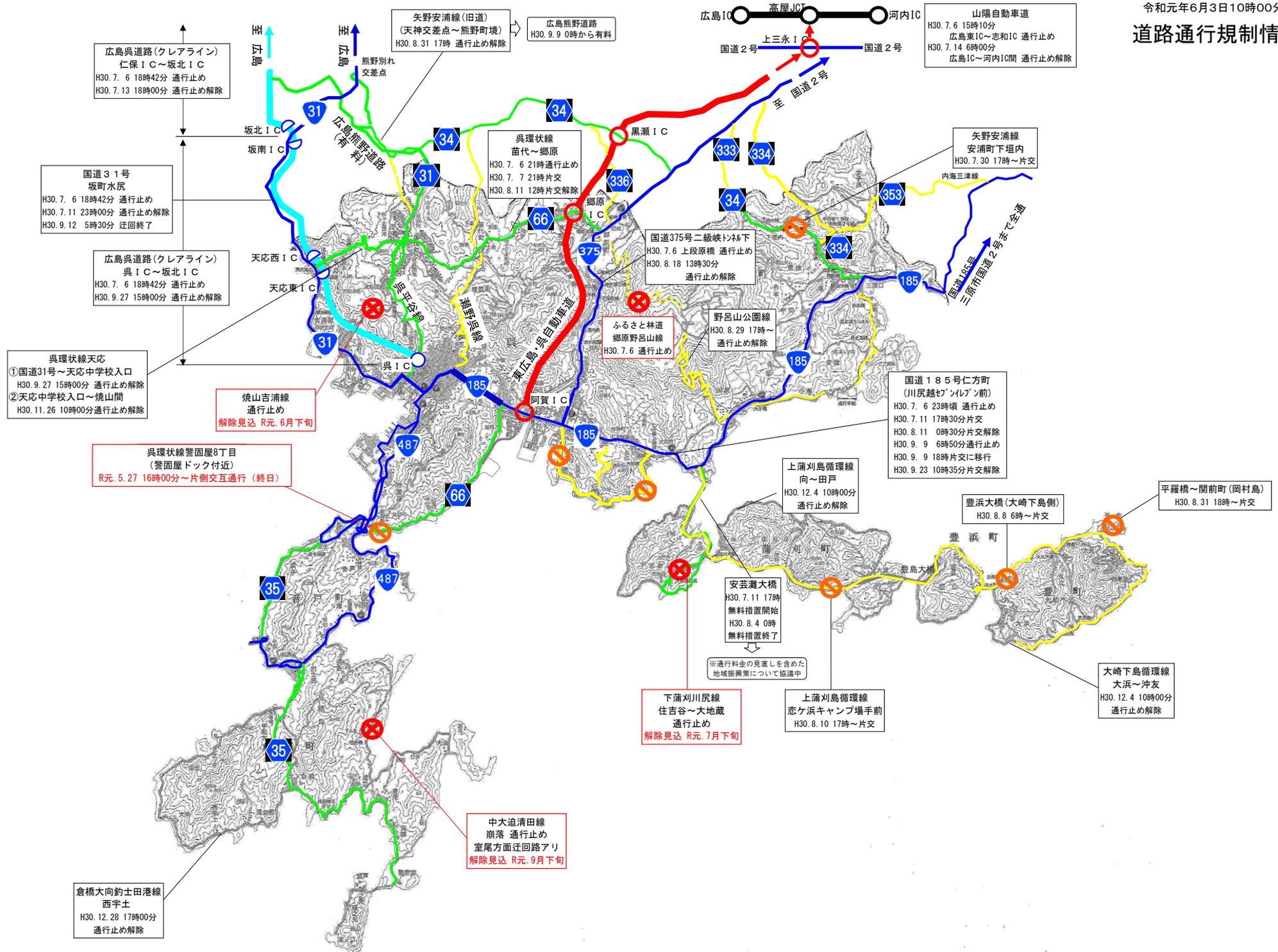
3 仮設住宅等の状況 (6/3 10:00現在)

住宅の種類	入居世帯数	備考
公営住宅等	34世帯	市営24, 県営9, 民間社宅 (中国電力) 1
応急仮設住宅	借上げ型	民間借上住宅
	建設型	天応40, 安浦18
合計	212世帯	

※ 応急仮設住宅等における提供期限が近づいている方については, 個々の事情に応じ, 提供期間の更新, 公営住宅の優先入居などの対応を行っています。提供期限を超えた方については, 関係機関と連携し, 本人の意向を踏まえて対応しています。

4 規制中の道路 (6/3 10:00現在) 【別紙参照】

※ 5月27日16時時点からの状況の変化なし



令和元年6月5日

福祉保健部 福祉保健課
(被災者支援プロジェクト)

平成30年7月広島県豪雨災害義援金受付期間の延長について

現在受付をしております、「平成30年7月広島県豪雨災害義援金」の受付期間が、次のとおり延長されます。

現在	変更後
平成30年7月13日(金) ～ 令和元年6月28日(金)	平成30年7月13日(金) ～ 令和2年6月30日(火)

【概要】

1 募集主体

日本赤十字社広島県支部，広島県共同募金会，
NHK広島放送局，NHK厚生文化事業団，広島県

2 災害義援金の呉市への配分状況

1次配分： 114,700,000円
2次配分： 1,680,080,000円
3次配分： ー 円

3 呉市災害義援金の配分額

区分	1次配分	2次配分	3次配分	総額
亡くなられた方	50,000円	1,750,000円	500,000円	2,300,000円
重傷者	50,000円	850,000円	250,000円	1,150,000円
住居全壊	50,000円	1,750,000円	500,000円	2,300,000円
住居半壊	50,000円	850,000円	250,000円	1,150,000円
一部損壊	50,000円	310,000円	100,000円	460,000円

※1 人的被害と住居被害の両方を受けた場合は，それぞれ配分します。

※2 一部損壊には，床上浸水を含みます。

4 呉市災害義援金の支給状況（4月末現在）

申請件数： 1,682件
うち決定件数： 1,667件

令和元年6月5日

消防局 警防課

呉海上保安部との業務協定の締結について

呉市消防局と呉海上保安部との間で、これまで船舶火災対策などについての業務協定（昭和43年10月1日施行）を締結し、連携強化を図ってきたところですが、このたび大規模災害対策の内容を追加する新たな業務協定を締結しました。

1 業務協定の内容

新業務協定（締結）
【船舶火災対策】 <ul style="list-style-type: none">・船舶火災発生時の担当区分・消火活動に要した経費負担・火災の原因調査
追加した内容
【大規模災害対策】 <ul style="list-style-type: none">・被害状況等の調査・沿岸住民に対する広報・消火活動要領・多数傷病者事故対応など



【調印式の様子】

2 期待される効果

(1) 孤立地域対策の強化

相互に隊員・資機材輸送を支援することにより、部隊投入及び物資運搬経路の確保を図り、迅速できめ細かな消防活動を行います。

(2) 災害応急対策の迅速化

早期に被害状況や事故概要等の情報を共有することにより、活動方針の早期樹立と役割分担の明確化を図り、効率的な消防活動を行います。

(3) 人命救助技術の向上

定期的に合同訓練や研修等を実施することにより、業務連携と救助技術の強化を図り、相互の専門性を生かした効果的な消防活動を行います。

3 施行日

令和元年5月30日